

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日  
に当たるときは、  
その翌日)

## 目 次

◇ 告 示 鳥取中部ふるさと広域連合と鳥取県との間の職員の研修に関する事務

の委託に関する規約(職員課)

青少年に有害な図書類の指定(女性青少年課)

第三十六期鳥取県地方労働委員会労働者委員補欠委員候補者推薦要領

(労政能力開発課)

◇ 選管規則 公職選挙法による選挙事務規程の一部を改正する規則

鳥取県選挙運動管理規程の一部を改正する規則

◇ 公 告 平成十年度鳥取県職員採用試験(大学卒業程度)の実施(人事委員会

総務課)

平成十年度鳥取県警察官採用試験(大学卒業程度)の実施( )

## 告 示

### 鳥取県告示第三百四十二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十四第一項の規定に基づき、次の規約により鳥取中部ふるさと広域連合の職員の研修に関する事務を受託した

ので、同条第三項において準用する同法第二百五十二条の二第二項の規定により告示する。

平成十年五月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取中部ふるさと広域連合と鳥取県との間の職員の研修に関する事務の委託に関する規約

### (事務委託の範囲)

第一条 鳥取中部ふるさと広域連合(以下「甲」という。)は、職員の研修に関する事務の一部(以下「委託事務」という。)の管理及び執行を鳥取県(以下「乙」という。)に委託する。

### (経費の負担及び予算の執行)

第二条 委託事務の管理及び執行に要する経費(人件費を除く。以下同じ。)は、甲の負担とし、甲はあらかじめ、これを乙に交付するものとする。

2 前項の経費の額及び交付の時期は、知事が、鳥取県自治研修所運営審議会の意見を聴いた上、甲の長(以下「広域連合長」という。)と協議して定める。この場合において、知事は、委託事務に要する経費の見積書及び研修計画書を広域連合長に送付するものとする。

第三条 知事は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、乙の歳入歳出予算において分別して計上するものとする。

第四条 知事は、各年度において、委託事務の執行に係る予算に残額がある場合においては、これを翌年度における委託事務の管理及び執行に要する経費として繰り越して

使用するものとする。この場合においては、知事は、当該繰越金の生じた理由を付記した計算書を当該年度の出納閉鎖後速やかに広域連合長に提出するものとする。

(決算の場合の措置)

第五条 知事は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十三条第五項の規定により決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を広域連合長に通知するものとする。

(連絡会議)

第六条 知事は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため必要に応じて広域連合長と連絡会議を開くものとする。ただし、広域連合長の申出がある場合においても、連絡会議を開くことができる。

(条例等改正の場合の措置)

第七条 委託事務の管理及び執行について適用されるこの条例等の全部又は一部を変更しようとする場合においては、乙はあらかじめ、甲に通知しなければならない。

第八条 委託事務の管理及び執行について適用されるこの条例等の全部又は一部が改正された場合においては、知事は、直ちに当該条例等を甲に通知しなければならない。

附 則

- 1 この規約は、平成十年五月十一日から施行する。
- 2 広域連合長は、この規約の告示の際、併せて委託事務に関するこの条例等が甲に適用される旨及びこれらの条例等を告示するものとする。
- 3 委託事務を廃止する場合には、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、廃止の日をもってこれを打ち切り、知事がこれを決算する。この場合において、決算

に伴って生ずる剰余金は、速やかに甲に還付しなければならない。

鳥取県告示第三百四十三号

鳥取県青少年健全育成条例(昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号)第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

平成十年五月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

指定番号	種 別	図 書 類		発行記号等	表示された発行所名
		題 名 及 び 号 数			
5939	雑誌その他 の刊行物	す び じ ん 1998.2 Vol.17 コミック2月増刊号		雑誌 07824-2	株式会社 日本出版社
5940	〃	とびつきり N I G H T 12月号		雑誌 16681-12	三和出版 株式会社
5941	〃	チ ョ ン ベ リ ア 1997. 12		雑誌 02190-12	株式会社 東京二世社
5942	〃	劇 画 コ マ ン ド 5月号 Vol. 153		雑誌 13625-5	黒田出版 文 社
5943	〃	漫画ラフ トピアス スペシャル 5月号		雑誌 18349-5	株式会社 電 社
5944	〃	東京素人 ピチピチ娘 No.4 月刊 ペディア 増刊号		雑誌 13414-1	株式会社 正 堂

5945	〃	g a i ' s クラ イマツクス vol.1 純情エンジェル1月号増刊	雑 誌 05360-1/25	株 式 会 社 蒼 竜 社
5946	〃	しろとがライオン・ナンペー DON'T 2月号増刊	雑 誌 06778-02	株 式 会 社 サン出版
5947	〃	放 課 後 ク ラ ブ 1997 12月号ボ・トツマガZINE12月号増刊	雑 誌 14008-12/21	株 式 会 社 ダイアプレス
5948	〃	最新企画AVカタログ ギヤルズ通信2月号	雑 誌 12805-2	株 式 会 社 日本出版社
5949	〃	カ ム ラ 天 国 2月号コミックBOY2月号増刊号	雑 誌 13724-2	株 式 会 社 日本出版社
5950	〃	Y o r u D a s 1998 Vol. 2	雑 誌 03922-1	株 式 会 社 海 王 社
5951	〃	O K a y Vol. 24 1998 2月号	雑 誌 12137-2	株 式 会 社 東京三世社
5952	〃	C U P P A Vol.4 特ダネトツ1月2日号増刊	雑 誌 16692-1	株 式 会 社 海 王 社
5953	〃	熱 写 ボ ー イ 1998 2月号 NO. 89	雑 誌 07055-2	株 式 会 社 東京三世社
5954	〃	エンジェルシヤワー 1997 Vol. 2	雑 誌 02918-11	株 式 会 社 ビデオ出版
5955	〃	S t r e e t S U G A R Vol. 172 1998 2月号	雑 誌 04167-02	株 式 会 社 サン出版
5956	〃	デ ラ ベ っ び ん 1998 1月号 No. 146	雑 誌 16487-1	英 知 出 版
5957	〃	パ ナ ナ 通 信 1998 2月号	雑 誌 17591-2	株 式 会 社 ラン出版

5958	〃	T O K Y O ナンパ倶楽部 1998 1月号	雑 誌 16673-1	株 式 会 社 ラン出版
5959	〃	S M G O L D Vol. 1	雑 誌 66012-51	司 書 房
5960	〃	D i v a デイバー SM制服コレクション 8	雑 誌 63421-31	株 式 会 社 晋 遊 舎
5961	〃	熱 写 ボ ー イ ジ ュ ニ ア 1998 2月号 Vol. 17	雑 誌 07056-2	株 式 会 社 東京三世社
5962	録画テープ	無修正撮影テープ 水野はるき	MV-201	マスタートレオ フレクトリー
5963	〃	本 当 の 私	TMR-01	T.M.R COR- PORATION
5964	〃	コ ギ ヤ ル 天 国	AC-007	株 式 会 社 CENTURY MEDIA
5965	〃	ビ シ ョ 濡 れ 玩 具	BS-01	エイエス ジュエ企画

鳥取県告示第三四十四号

地方労働委員会の委員の候補者の推薦に関し、次のとおり第三十六期鳥取県地方労働委員会労働者委員補欠委員候補者推薦要領を定めたので、労働組合法施行令（昭和二十四年政令第二五三十一号）第二十一条第一項の規定により推薦を求める。

平成十年五月八日

鳥取県知事 西 尾 昌 次

第三十六期鳥取県地方労働委員会労働者委員補欠委員候補者推薦要領

一 推薦する者の資格

鳥取県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二条の規定に適合する労働組合であること。

二 推薦される者の資格

労働組合法第十九条の十二第四項において準用する同法第十九条の四第一項各号に掲げる者でないこと。

三 推薦手続

- 1 労働組合は、推薦書（別記様式）を推薦期間内に知事に提出すること。
- 2 労働組合は、当該労働組合が労働組合法第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の鳥取県地方労働委員会の証明書を添付すること。

四 推薦することができる候補者の数

制限はないが、二人以上の場合、順位を付けること。

五 推薦期間

平成十年五月八日から同月十八日まで

別記様式

推 薦 書

平成 年 月 日

鳥 取 県 知 事 西 尾 忠 次 様

事務所所在地

(電話番号)

労働組合名

代表者氏名

㊦

労働組合法施行令第21条第1項の規定により、鳥取県地方労働委員会労働者委員補欠委員候補者として、次の者を推薦します。

氏 名	生年月日	現 住 所	労働者の所属 組合の名称及 びその地位	労働者の所属 職場の名称及 びその地位	経 歴

(注) 「経歴欄」には、年月日順に学歴、職歴、組合歴等をできるだけ詳細に記入すること。

### 選挙管理委員会規則

公職選挙法による選挙事務規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十年五月八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

#### 鳥取県選挙管理委員会規則第一号

公職選挙法による選挙事務規程の一部を改正する規則

公職選挙法による選挙事務規程（昭和三十一年六月鳥取県選挙管理委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「カード式」を「カード式及び磁気ディスクをもつて調製する選挙人」に、「本項中」を「この項」に、「法令の定」を「法令の定め」に、「外」を「ほか」に、「左の各号」を「次」に改め、同条第二項中「除く。」の下に「及び磁気ディスクをもつて調製する選挙人名簿に記録されている事項の一部を記載した書類（以下この項において「選挙人名簿の抄本等」という。）を加え、「選挙人名簿の抄本」を「選挙人名簿の抄本等」に改める。

第十二条の次に次の一条を加える。

（指定投票区及び指定関係投票区の指定の通知）

第十二条の二 令第二十六条第二項の規定による県の委員会への通知は、告示の写しを添えてするものとする。

第二十四条第三項中「第五十五条第二項」を「第五十五条第三項」に改める。

第二十八条の見出しを「（残余の投票用紙等の送付等）」に改め、同条第二項中「取り

纏め」を「取りまとめ」に、「残余の投票用紙及び仮投票用封筒とともに県の委員会に送致又は送付」を「県の委員会に報告するとともに、残余の投票用紙及び仮投票用封筒を県の委員会の指示に従い処理」に改める。

第四十五条第一項第一号を次のように改める。

一 当選人を決定したときは、当選証書を付与した日並びに当選人の住所及び氏名を記載すること。

別記第三号様式その一の備考中第六号を第八号とし、第三号から第五号までを二号ずつ繰り下げ、同備考第二号中「9月1日」を「登録日の1日」に、「9月2日」を「登録日の2日」に改め、同備考中同号を第四号とし、第一号を第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

1 定時登録とは、法第19条第2項の規定により、毎年3月、6月、9月及び12月（以下「登録日」という。）において調製される選挙人名簿の登録をいう。

2 選挙時登録とは、法第19条第2項の規定により、選挙を行う場合において調製される選挙人名簿の登録をいう。

別記第八号様式中「午後六時まで」を「午後八時まで」に改める。

別記第九号様式を次のように改める。

第9号様式 (第26条関係)

不在者投票事務処理簿

投票区

選挙人名簿登録番号	投票用紙及び投票用封筒を交付した選挙人	男女の別	請求の方法	請求月日	事由	交付の方法	交付月日	不在者投票証明書交付の有無	投票の有無			備考
									投票の有無又は投票用紙の送付若しくは送致の有無	投票の月日又は投票用紙の送付若しくは送致を受けた月日	投票記載場所	
	(氏名)	男・女	(直接)		(1項1号)	(直接)		(無)	(有)		(市役所)	
	(氏名)	男・女	(郵便)		(2項)	(郵便)		(無)	(有)		(県郡町番地)	
	(氏名)	男・女	(船長)		(1項1号)	(直接)		(無)	(有)		(船丸)	
	(氏名)	男・女	(病院長)		(1項3号)	(郵便)		(無)	(有)		(県市病院)	
	(氏名)	男・女	(老人ホームの長)		(1項3号)	(郵便)		(無)	(有)		(県郡町老人ホーム)	
	(氏名)	男・女	(国立保養所の所長)		(1項3号)	(郵便)		(無)	(無)			
	(氏名)	男・女	(身体障害者更生援護施設の長)		(1項3号)	(郵便)		(無)	(無)			
	(氏名)	男・女	(保護施設の長)		(1項3号)	(郵便)		(無)	(無)			
	(氏名)	男・女	(刑務所長)		(1項3号)	(直接)		(無)	(無)			
	(氏名)	男・女	(代用監獄の管理者)		(1項3号)	(直接)		(無)	(無)			
	(氏名)	男・女	(少年院長)		(1項3号)	(郵便)		(無)	(有)		(県市少年院)	
	(氏名)	男・女	(婦人補導院長)		(1項3号)	(郵便)		(無)	(無)			
計 人												
他の市町村において投票用紙及び投票用封筒の交付を受けて投票した船員			(氏名)									計 人
投票用紙及び投票用封筒の交付を拒絶した者			拒 絶 理 由				拒 絶 月 日				備 考	
(氏名)												
計 人												

備考

- 不在者投票事務処理簿は、投票区別に調製する。
- 請求の方法の記載例中「直接」又は「郵便」とあるのは、選挙人が直接に又は郵便で請求した場合をいい、「船長」、「病院長」、「老人ホームの長」、「国立保養所の所長」、「身体障害者更生援護施設の長」、「保護施設の長」、「刑務所長」、「代用監獄の管理者」、「少年院長」又は「婦人補導院長」とあるのは、選挙人がこれらの者を通じて請求した場合をいう。
- 請求月日の欄には、請求を受理した月日を記載するものとする。
- 事由の欄には、法第49条第1項各号の区分又は同条第2項の区分に従い表示するものとする。
- 交付の方法の記載例中「直接」又は「郵便」とあるのは、市町村の選挙管理委員会の委員長が、選挙人又は船長、病院長、老人ホームの長、国立保養所の所長、身体障害者更生援護施設の長、保護施設の長、刑務所長、代用監獄の管理者、少年院長若しくは婦人補導院長に直接に交付し、又は郵便で送付した場合をいう。
- 投票の有無又は投票用紙の送付若しくは送致の有無の欄には、令第56条の規定による投票の有無又は令第57条、第58条若しくは第59条の5の規定による投票用紙の送付若しくは送致の有無を記載するものとする。
- 投票の月日又は投票用紙の送付若しくは送致を受けた月日の欄の記載については、6に準ずる。
- 備考欄には、次に掲げる事項を記載するものとする。  
 ア 令第50条第5項の規定により、住所移転者から不在者投票の請求があつた場合には、当該住所移転者の住所の移転年月日及び移転先  
 イ この様式に掲げる事項のほか市町村の選挙管理委員会の委員長において不在者投票に関し必要と認めた事項

附 則

この規則は、平成十年六月一日から施行する。ただし、第四十五条の改正規定は、公布の日から施行する。

鳥取県選挙運動管理規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十年五月八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

鳥取県選挙管理委員会規則第二号

鳥取県選挙運動管理規程の一部を改正する規則

鳥取県選挙運動管理規程（昭和三十七年六月鳥取県選挙管理委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第五十五条を次のように改める。

第五十五条 掲載文は、黒色の色素により記載しなければならない。

2 掲載文には、法第六十七条第一項又は第五十三条の規定により掲載する写真を除き、色の濃淡及び写真を使用してはならない。

3 県の委員会は、候補者に対し印刷技術上の制約その他掲載文の作成に必要な事項を教示するものとする。

4 掲載文に図、イラストレーション及びこれらの類を記載しようとする場合において、それらの部分に係る面積は、掲載文全体の面積のおおむね二分の一以下としなければならない。

第六十二条第二項中「第五十五条第二項」を「第五十五条第三項」に改める。

第六十四条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一

項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定は、法第七十五条第二項の規定により市町村の委員会が行う比例選挙における名簿届出政党等の名称及び略称の掲示について準用する。

第六十六条第一項中「第七十五条第二項」を「第七十五条第三項」に改める。

第六十七条第一項中「による氏名表」を「に準じて作成した掲示（以下「氏名表」という。）」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定は、法第七十五条第二項の規定により市町村の委員会が行う比例選挙以外の選挙における氏名等の掲示について準用する。

第七十条第一項中「第七十五条第二項」を「第七十五条第三項」に改める。

別記第十九号様式中「一 掲載文の字数 何字」を削る。

別記第二十号様式一の備考及び二の備考中「第七十五条第二項」を「第七十五条第三項」に改める。

別記第二十一号様式中「党派別」を「氏名」に、「氏名」を「党派別」に改める。

附 則

1 この規則は、平成十年六月一日から施行する。

2 この規則による改正後の鳥取県選挙運動管理規程の規定は、この規則の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、同日前にその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

公 告

職員の任用に関する規則（昭和27年12月鳥取県人事委員会規則第11号）第17条第1項の規定に基づき、採用試験について、次のとおり公告する。

平成10年5月8日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢 一 郎

- 1 試験の名称  
平成10年度鳥取県職員採用試験 (大学卒業程度)

- 2 試験の区分及び採用予定者数

試験の区分	採用予定者数
行政	28名
電気	4名
土木	4名
建築	1名
芸 学	1名
農業 (農業一般)	2名
農業 (生活経営)	1名
林 業	4名
社 会 福 祉	1名

(注) 採用予定者数については、今後の欠員等の状況により変更される場合がある。

- 3 対象となる職  
知事の事務部局、教育委員会の事務部局等に勤務する行政職給料表2級相当程度の職員の職等
- 4 給与  
この試験に合格し、採用された者には、原則として給料月額173,000円のほか諸手

当が支給される。

- 5 受験資格

受験資格は、次の表のとおりとする。ただし、試験の区分「電気」以外を受ける者にあつては日本の国籍を有しない者及び地方公務員法 (昭和25年法律第261号) 第16条の規定により地方公務員となることができない者は、試験の区分「電気」を受ける者にあつては同条の規定により地方公務員となることができない者は、受験することができない。

試験区分	受 験 資 格
行政 電気 土木 建築 芸 学	昭和44年4月2日から昭和52年4月1日までに生まれた者
農業 (農業一般)	昭和44年4月2日から昭和52年4月1日までに生まれた者で、農業改良助長法 (昭和23年法律第165号) 第14条の3に規定する改良普及員の資格 (農業改良普及員に係るもの又は基礎選択項目が農業経営であるものに限る。) を有するもの又は平成11年3月31日までにこの資格を取得する見込みのもの
農業 (生活経営)	昭和44年4月2日から昭和52年4月1日までに生まれた者で、農業改良助長法第14条の3に規定する改良普及員の資格 (生活改良普及員に係るもの又は基礎選択項目が生活経営であるものに限る。) を有するもの又は平成11年3月31日までにこの資格を取得する見込みのもの
林 業	昭和44年4月2日から昭和52年4月1日までに生まれた者で、森林法 (昭和26年法律第249号) 第187条に規定する林業改良指導員の資格を有するもの又は平成11年3月31日までにこの資格を取得する見込みのもの



社 会 福 祉  
昭和44年4月2日から昭和52年4月1日までに生まれた者で、  
社会福祉事業法（昭和26年法律第45号）第18条各号に規定する  
社会福祉主事としての任用資格を有するもの又は平成11年3月  
31日までにこの資格を取得する見込みのもの

6 第一次試験

(1) 試験種目

教養試験（多肢選択式）及び専門試験（多肢選択式）とする。

なお、各試験の出題分野は、別表のとおりとする。

(2) 試験の期日

平成10年6月28日（日）

(3) 試験の場所

鳥取県立鳥取西高等学校 鳥取市東町二丁目112

鳥取県立米子東高等学校 米子市勝田町1

専修大学神田校舎 東京都千代田区神田神保町三丁目8

7 第二次試験

(1) 試験種目

論文試験、面接試験（集団討論及び個別面接）、適性検査及び身体検査

(2) 試験の期日

平成10年8月上旬

(3) 試験の場所

鳥取県庁本庁舎 鳥取市東町一丁目220

鳥取県庁第二庁舎 鳥取市東町一丁目271

8 合格者の発表

(1) 第一次試験合格者

平成10年7月17日（金）（予定）に鳥取県庁本庁舎及び第二庁舎の1階掲示板に  
その受験番号を掲示して発表する。

なお、合格者には書面で通知することとし、その際第二次試験の期日についても  
併せて通知する。

(2) 最終合格者

平成10年8月26日（水）（予定）に鳥取県庁本庁舎及び第二庁舎の1階掲示板に  
その受験番号を掲示して発表する。

なお、第二次試験の受験者全員に、結果を書面で通知する。

9 採用の方法

最終合格者は、鳥取県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登録された後、任命  
権者からの提示請求に応じて成績順に提示され、その中から採用が決定される。

なお、採用は、平成11年4月1日の予定である。

10 受験手続

(1) 受験申込書の交付

受験申込書は、鳥取県人事委員会事務局、中部及び西部県税事務所、八頭及び日  
野地方農林振興局並びに東京及び大阪事務所において交付する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、所定の受験申込書1部に所要事項を記入の上押印し、鳥取県人事  
委員会事務局に提出すること（郵便による申込みも可能）。

なお、申込みができる「試験の区分」は、一つに限る。

(3) 受付期間及び受付時間

ア 受付期間

平成10年5月14日（木）から同年6月3日（水）までの日（日曜日及び土曜日  
を除く。）

なお、郵送による申込みは、平成10年6月3日（水）までの消印のあるものに

限り受け付ける。

イ 受付時間

午前8時30分から午後5時まで

11 その他

- (1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、鳥取県人事委員会事務局（〒680-8570 鳥取市東町一丁目271 電話0857-26-7553）に行うこと。
- (2) 受験申込書の請求、受験に関する問い合わせ等を郵便によって行う場合には、80円切手を貼った宛先明記の返信用封筒を必ず同封すること。
- (3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので、参照すること。

別 表

〔教養試験出題分野一覧表〕

試験の区分	問題形式	出 題 分 野
全 区 分	多肢選択式	社会科学、人文科学、自然科学、文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈

〔専門試験出題分野一覧表〕

試験の区分		問題形式	出 題 分 野
行 政	法 律	多肢選択式	憲法、行政法、民法、刑法、商法及び経済学
	コ ー ス		
経 済	コ ー ス	多肢選択式	経済学、財政学、経済史、統計学、経済事情、経済政策、憲法、行政法及び民法
	電 気	多肢選択式	数学・物理、電磁気学、電気回路、電気計測・制御、

土 木	多肢選択式	電気材料、電子工学、電力工学及び通信工学
建 築	多肢選択式	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、材料・施工、都市計画及び土木計画
農 芸 化 学	多肢選択式	数学・物理、材料学、構造力学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画、都市計画、建築設備及び建築施工
農 業 (農業一般)	多肢選択式	物理化学、分析化学、無機化学、有機化学、生物化学、土壌学、植物栄養学・肥料学、食品化学・食品貯蔵加工学及び応用微生物学
農 業 (生活経営)	多肢選択式	栽培学汎論、作物学、園芸学、育種遺伝学、植物病理学、昆虫学、土壤肥料学、植物生理学、畜産一般及び農業経済一般
林 業	多肢選択式	家政学原論、農業経営一般、被服学、食物学、住居学、家族関係、保健衛生学及び農学一般
社 会 福 祉	多肢選択式	林業政策、林業経営学、造林学、林業工学、林産一般及び砂防工学
		社会福祉概論(社会保障を含む。)、社会学概論、社会心理学・一般心理学及び社会調査

(注) 行政については、受験申込みの際、法律コース又は経済コースのいずれかを選択するものとする。

職員の任用に関する規則（昭和27年12月鳥取県人事委員会規則第11号）第17条第1項の規定に基づき、採用試験について、次のとおり公告する。

平成10年5月8日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢 一 郎

- 1 試験の名称  
平成10年度鳥取県警察官採用試験（大学卒業程度）

- 2 試験の区分及び採用予定者数

試験の区分	採用予定者数
平成10年10月採用予定	4名
平成11年4月採用予定	10名

（注）採用予定者数については、今後の欠員等の状況により変更される場合がある。

ただし、どちらの区分においても他の区分を第2志望に選ぶことができる。

- 3 対象となる職

警察に勤務する公安職給料表1級係員（巡査）の職

- 4 給与

この試験に合格し、採用された者には、原則として給料月額188,500円のほか諸手当が支給される。

- 5 受験資格

昭和46年4月2日から昭和52年4月1日までに生まれた男性。  
ただし、日本の国籍を有しない者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16

条の規定により地方公務員となることができない者は、受験することができない。

- 6 第一次試験

- (1) 試験種目

教養試験（多肢選択式）及び専門試験（多肢選択式）とする。

なお、教養試験の出題分野は、社会科学、人文科学、自然科学、文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈とし、専門試験の出題分野は、憲法、行政法、民法、刑法、商法、刑事訴訟法及び経済学とする。

- (2) 試験の期日

平成10年7月12日（日）

- (3) 試験の場所

鳥取県庁本庁舎

鳥取市東町一丁目220

鳥取県立米子コンベンションセンター

米子市末広町74

- 7 第二次試験

- (1) 試験種目

論文試験、面接試験（個別面接）、適性検査、身体検査及び体力検査  
なお、身体検査の項目及び基準は、別表のとおりとする。

- (2) 試験の期日

平成10年8月19日（水）及び20日（木）

- (3) 試験の場所

鳥取県庁第二庁舎

鳥取市東町一丁目271 ほか

- 8 合格者の発表

- (1) 第一次試験合格者

平成10年8月4日（火）（予定）に鳥取県庁本庁舎及び第二庁舎の1階掲示板にその受験番号を掲示して発表する。

なお、合格者には書面で通知する。

(2) 最終合格者

平成10年9月11日(金)(予定)に鳥取県庁本庁舎及び第二庁舎の1階掲示板にその受験番号を掲示して発表する。

なお、第二次試験の受験者全員に、結果を書面で通知する。

9 採用の方法

最終合格者は、鳥取県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登録された後、鳥取県警察本部長からの提示請求に応じて成績順に提示され、その中から採用が決定される。

なお、採用は、平成10年10月1日又は平成11年4月1日の予定である。

10 受験手続

(1) 受験申込書の交付

受験申込書は、鳥取県人事委員会事務局、中部及び西部県税事務所、八頭及び日野地方農林振興局、東京及び大阪事務所並びに警察本部警務部警務課、各警察署、交番及び警察官駐在所において交付する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、所定の受験申込書1部に所要事項を記入の上押印し、鳥取県人事委員会事務局に提出すること(郵便による申込みも可能)。

(3) 受付期間及び受付時間

ア 受付期間

平成10年5月14日(木)から同年6月19日(金)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)

なお、郵送による申込みは、平成10年6月19日(金)までの消印のあるものに限って受け付ける。

イ 受付時間

午前8時30分から午後5時まで

11 その他

- (1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、鳥取県人事委員会事務局(〒680-8570 鳥取市東町一丁目271 電話0857-26-7553)に行くこと。
- (2) 受験申込書の請求、受験に関する問い合わせ等を郵便によって行う場合には、80円切手を貼った宛先明記の返信用封筒を必ず同封すること。
- (3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので、参照すること。

別 表

【身体検査の項目及び基準一覧表】

検査項目	基準
身長	160センチメートル以上であること。
体重	47キログラム以上であること。
胸囲	78センチメートル以上であること。
視力	両眼とも、裸眼視力が0.6以上であること、又は矯正視力が1.0以上であること。
弁色	正常であること。
聴力	正常であること。
一般内科系検査	正常であること。
四肢の運動機能	職務遂行に支障のないこと。